

(日本語訳)

業務に関する確認書

本合意書は本日、平成26年4月1日に、高槻市教育委員会と

氏において、作成される。

高槻市教育委員会は以下の条件で 氏を教育委員会配置の管理英語指導助手としての業務を依頼する。

第1条

氏は高槻市教育委員会のすべての規則や規定に誠実に従い、能力を最大限に發揮し、高槻市教育委員会に損害を与える行為を行わない。

第2条

a) 氏はパートタイムの管理英語指導助手（スーパーバイザーA E T）として教育委員会事務局に配置される。

b) 業務実施日は祝日及び夏期休業日（8月7日から15日）、年末年始（12月26日から1月6日まで）を除く月曜日から金曜日とする。また高槻市教育委員会の要望によって上記以外の勤務をする場合がある。

c) 勤務時間は午前9時から午後5時15分（昼食休憩45分を除く）までとする。

第3条

氏が、他の職に就こうとする場合は、高槻市教育委員会の合意を必要とする。

第4条

a) 高槻市教育委員会は1日当たり謝金として24,000円を支払う。

b) 支払いは毎月15日に行われ、 氏の銀行口座へ振り込まれる。

c) 所得税は日本国の法令に従って、毎月 氏の賃金から控除される。

第5条

傷病の場合には、[REDACTED] 氏は遅滞なく高槻市教育センター指導主事に連絡する。また、1週間以上の欠勤が必要な場合は医師の診断書を提出する。

第6条

高槻市教育委員会は、[REDACTED] 氏がこの合意の中で規定された上記の項目に反するか、あるいは高槻市教育委員会に損害をもたらす業務の遅延、怠慢、無断欠勤などの高槻市教育委員会に損害を与える瑕疵があった場合、いつでもただちにこの合意を解除できる。

第7条

この合意書は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで有効である。

第8条

この合意書に関して疑義、質問あるいは予期しない状況が生起した場合は、高槻市教育委員会と [REDACTED] 氏の間の合議によって解決する。

署名

署名

高槻市教育委員会

教育センター所長 [REDACTED]